

# アライグマの捕獲に係る箱わな設置に関するアドバイス

## 1 設置場所

箱わなは、被害が多発している付近の「アライグマが安心して餌を食べられる場所」への設置を推奨しています。

例えば、以下の写真内のような、壁沿い、屋根の下では、鳥や他の動物からの目が届きにくいいため安心して箱わな内で餌を食べられると言われています。また、陽の当たる場所は、鳥などに餌を食べられてしまうので、陽の当たらない場所への設置を推奨します。

数日間（3日～10日程度）設置しても捕獲できない場合は、設置場所を変えてみてください。



板やケースで側面、上面を隠す工夫も、捕獲率アップにつながるかもしれません。



県内では、獣道がある藪の中で大量に捕獲できている事例もあります。

## 2 箱わなについて

県内市町村では、住民の方へ箱わなを貸出していますが、在庫がなく貸出せない場合も想定されます。

ご自身で箱わなを購入できる方へは、比較的頑丈で捕獲個体の逸走のリスクが低い箱わなの購入を推奨しています。

## 3 箱わな内の餌

スナック菓子や果物（EX：キャラメル味のスナック菓子，ドーナツ，揚げパン，バナナ，食パン，ぶどう，トウモロコシ，落花生）などが有効とされています。なかでも，ピーナツバターを塗ったキャラメル味のスナック菓子は，アライグマの大好物と言われていますので，お試してください。ドッグフードやキャットフードは，イヌやネコの錯誤捕獲につながりますので，推奨していません。

なお，箱わなの近くに他に餌よりも魅力的なものがある場合はそちらを狙うため，わざわざ箱わなには入りません。（食べ物の残ささえ，アライグマにとっては魅力的な食事になるそうです。）家庭菜園をしている方は，ネットなどでの農作物の保護や，残さの適正処理（その辺に放置しない！）をしてください。



## 4 設置後の対応

設置後は，1日1回以上の巡視をお願いします。捕獲許可を取得していない種を錯誤捕獲した場合は，速やかに放獣しなければ鳥獣保護管理法違反となるので，県では，農作物被害をもたらす他の小型・中型獣類（EX：ハクビシン等）の有害捕獲許可を事前に取得しておくことを推奨しています。また，アライグマは夜行性のため，日中は箱わなの蓋を閉じておくことで，錯誤捕獲の減少につながると考えられます。

なお，外来生物法上，「茨城県アライグマ防除実施計画」の従事者でない方のアライグマの運搬は禁止されています。アライグマは凶暴なため，市町村職員が引取るまでの間，小さなお子さんが近づかないようにしてください。

県内では，15か月間で54頭のアライグマを捕獲した方もいるほど，アライグマは1度捕獲できたらその場所で何頭も捕獲できるようです。多少の根気が必要となりますが，被害がなくなるまで設置を続けてみてください。